

防衛研究所仕様書

件 名	戦争史研究国際フォーラム会議運営業務委託	作 成	企画部 企画調整課
1. 適用範囲 本仕様書は、戦争史研究国際フォーラム会議運営業務委託について規定する。 2. 開催日時・概要 (1) 開催日時 令和6年9月18日(水) 0900～1600 / 19日(木) 0900～1200 (2) 会議形式 ウェビナー方式 (3) 開催場所 ア 防衛省国際会議場(防衛省防衛研究所F1棟6階)(以下「拠点会場」という。) イ 共用会議室(防衛省防衛研究所F1棟4階) (4) 参加者(基準) ア 海外からの対面参加者 3名 イ 防衛研究所登壇者 3名 ウ 国内研究機関等登壇者 3名(1名オンライン参加) エ 聴講者 最大1000名(オンライン。18日のみ。) 3. 開催項目 (1) 令和6年9月18日(水): ウェビナー会議 ア 開会挨拶 イ 第1セッション 部外招へい者及び防衛省関係者による発表、討論 ウ 第2セッション 部外招へい者及び防衛省関係者による発表、討論 エ 閉会挨拶 (2) 令和6年9月19日(木): フォローアップ・ミーティング 部外招へい者及び防衛省関係者による討論 4. 契約相手側に関する条件 契約相手側は応札の条件として直近1年間のウェビナー会議(ウェビナー参加人数100人以上)運営に係る実績(※)が確認できる資料を官側に提出すること。 ※資料に記載する具体的な項目は次のとおり。 複数回の実績及びそれぞれの会議名称、実施日、発注者、実績人数等 5. 配信及び同時通訳に関するシステム (1) システムの手配 ア 配信に関するシステム			

官側が指定した日時に、契約相手方は Zoom ウェビナープラン（参加人数 1,000 名）（以下「Zoom ウェビナー」という。）を契約し、インストールした Windows ノート型パソコン（以下「P C」という。）及び安定したネット環境を実現できる配信用回線を用意し、会議開催の態勢を確立するとともに、実効的なサーバーダウン対策の態勢を確保し、主宰者が安定的に会議を実施できるようにする。

また、Zoom ウェビナー使用中における通信途絶への対策として、電話による通信を確保する等、会議開催中に通信障害等が生じた場合にも確実に継続できる対応態勢を構築する。

なお、Zoom のアカウントは、契約相手方がホストとなり用意するとともに通信途絶に備え、予備アカウントを用意すること。

また、本会議は、Zoom システムを用いて運用するものとし、Zoom の録画機能を用いて録画する。

イ 同時通訳システム

発表者等の発言については、同時通訳音声を Zoom ウェビナーの言語通訳機能により配信できる態勢を構築すること。

(2) 機器類等の手配・整備

インターネット環境等

有線回線がない拠点会場において余裕を持った速度・容量のデータ通信接続を、持続的かつ安定的に確保すること。

専用レシーバにより会議音声を聴取できるようにすること。また、Zoom ウェビナーの会議映像を拠点会場内スクリーンに表示すること。

(3) 借上機材等

借上機材は表 1 のとおり。

表 1

機材名	規 格	数 量
発信器及びイヤホン付き受信機（専用レシーバ）	F M 式等	4 0 台
P C	配信を運用するに当たり過不足のないスペック、運営に必要なアプリケーションをインストール済み	4 0 台（運営側必要数含む）
司会用イヤホンマイク	司会用 P C に接続可能なもの	3 台
ヘッドセット	借り上げ P C に接続できるもの	4 0 台
オンライン会議用照明	対面式およびオンライン式の両方に適したもの	1 0 台
P C 外付け Web カメラ	概ね 1 0 0 0 万画素程度のもの	1 0 台
配信用回線	ウェビナーをホストとして運用するに当たり、拠点会場に余裕を持った速度・容量のデータ通信接続を確保できるモバイル Wi-Fi ルーター等	1 式
その他映像音響ケーブル等		1 式
その他円滑な配信を遂行するに当たって必要とされる機材		1 式

※回線の調査を前日より以前に官側と日程を細部調整の上設定し、実施するものとする。

(4) その他

ア 契約相手方は、会議実施の間、表 1 の機材を支障なく操作できる技術者を配置し日英両語での対応が可能な態勢を準備する。

イ 同時通訳ブースは拠点会場施設を使用する。

ウ イヤホン付き受信機、P C、ヘッドセット等の貸出・管理は、契約相手方の責任とし、事前に会場での管理方法について官側と調整するものとする。

エ 契約相手方は会議音声（源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声）の録音を実施する。

オ 契約相手方は会議映像の録画を実施し、YouTube 後日配信用の動画（日本語音声のものと英語音声のもの合わせて 2 種類）を作成する。

(5) 借上日時（基準）

令和 6 年 9 月 1 8 日（水）0 8 0 0 ～ 1 6 0 0

(6) 設置場所（基準）

防衛省防衛研究所 F 1 棟 6 階 国際会議場（拠点会場）

F 1 棟 3 階 所長室・副所長室・研究幹事室（会議視聴用端末等）

(7) 搬入、設置要領等

契約相手方は、官側の承認を得て前日に機材等の搬入、設置、画像・音声等の点検・調整を実施するものとし、また、借上終了後、速やかに撤去するものとする。実施の細部については、官側と調整するものとする。

6. 同時通訳

(1) 通訳

ア 人員

3 名

イ 内容

(ア) 日英同時通訳（オンライン会議ツールを用いて各国参加者と実施する会議において日英の同時通訳を行う）。

(イ) 通訳者は当日の本番開始の 1 時間前（基準）には会議の事前打合せに参加し、発表者等との間で通訳調整を行うこと。

ウ 通訳者の条件

会議の内容が軍事及び外交面等、幅広い分野で高度な専門知識を必要とするため、この分野の国際会議等の通訳実績を有する通訳者を手配するものとする。

具体的には講演会などの同時通訳及び逐次通訳の経験年数が 1 0 年以上あり、民間企業役員、政財界、各国大使館を含む各国主要 V I P 等の会見、各種スピーチ、随員・対談通訳等において経験豊富で、かつ安全保障、外交、歴史等の分野に関する専門用語について事前のリサーチが可能であること。

なお、契約相手方は、契約締結後速やかに、通訳を実施させる者の名簿等（氏名、経験年数及び直近 1 年間の通訳実績が確認できる資料）を官側に提出し、事前に了解を得るものとする。

(2) 期間等

令和 6 年 9 月 1 8 日（水）0 8 0 0 ～ 0 9 0 0（事前打合せ）

同 上 0 9 0 0 ～ 1 6 0 0（フォーラム）

- (3) 実施場所
拠点会場等

7. 逐次通訳

(1) 通訳

ア 人員

1 名

イ 内容

(ア) 日英逐次通訳。

(イ) 通訳者は当日の本番開始の 1 時間前（基準）には会議の事前打合せに参加し、発表者等との間で通訳調整を行うこと。

ウ 通訳者の条件

会議の内容が軍事及び外交面等、幅広い分野で高度な専門知識を必要とするため、この分野の国際会議等の通訳実績を有する通訳者を手配するものとする。

具体的には講演会などの同時通訳及び逐次通訳の経験年数が 10 年以上あり、民間企業役員、政財界、各国大使館を含む各国主要 V I P 等の会見、各種スピーチ、随員・対談通訳等において経験豊富で、かつ安全保障、外交、歴史等の分野に関する専門用語について事前のリサーチが可能であること。

なお、契約相手方は、契約締結後速やかに、通訳を実施させる者の名簿等（氏名、経験年数及び直近 1 年間の通訳実績が確認できる資料）を官側に提出し、事前に了解を得るものとする。

(2) 期間等

令和 6 年 9 月 19 日（木）0800～0900（事前打合せ）

同 上 0900～1200（フォローアップ・ミーティング）

(3) 実施場所

共用会議室

8. 運営事務局の設置と運営

契約相手方は「戦争史研究国際フォーラム会議運営事務局」（以下「運営事務局」という。）を設置し、以下の業務を行うものとする。

(1) 案内状の作成及び発送

ア 案内状の様式は A4 判縦、モノクロ印刷とし、巻き三つ折りで封筒に入れるものとする

イ 案内状の作成部数は最大 700 部とする。

ウ 案内状の文面及びレイアウトは官側が作成し、契約相手方へ電子データで送付するものとする。

エ 封筒は定型で A4 判巻き三つ折りが封納できるものとする。

オ 封筒には防衛研究所の連絡先と運営事務局の連絡先等を併記し、宛先不明時等の返送先を事務局と明記して、印刷するものとする。

カ 案内状は官側が指定する日までに発送するものとする。その際料金手続きを確実に実施し、官側に発送完了及び料金手続き実施を報告するものとする。

キ 案内状送付先は、契約後速やかに官側から別途指示する。

ク 案内状が不達の場合には、処置について官側へ確認するものとする。

(2) 聴講申込み受付・集計

ア 契約相手方は聴講申込み用ウェブフォーム（日英両語）を作成・開設し、参加受付を実施するとともに、聴講者に対して会議への招待メール及びリマインドメールを送付すること。この際、契約相手方が Zoom ウェビナーのサービスを利用することは可能とする。当該フォームの内容については、事前に官側の承認を得るものとする。官側は防衛省防衛研究所ウェブページから聴講申込み用ウェブフォームへリンクさせる。

イ 招待メール、リマインドメールの送付及び聴講申込み用フォームの開設は官側が指定する日までに完了するものとする。

また、契約相手方は申込み状況について官側による随時の問合せに回答すること。

ウ 会議前日までの参加者からの問合せ及びトラブルシューティングにはメールにて対応すること（日英両語）。この際、参加者からの問合せ窓口は契約相手方が担当するものとする。

また、会議システムに関する問合せは契約相手方が対応し、会議内容に関する問合せは官側へ回送するものとする。

これに伴い、契約相手方は運営事務局専用の電子メールアドレスを用意すること。官側が電子メールアドレスを機関誌、防衛省及び防衛省防衛研究所ウェブページに掲載するが、対応は運営事務局とする。

エ 聴講者が会議当日に先立って視聴テストを行える環境を構築すること。

オ Zoom ウェビナーのサービスを利用して、聴講者へのアンケート（日英両語）を作成、実施し、その結果を集計すること。

9. 会議参加者の送迎

(1) 海外からの会議参加者 2 組の車両での送迎を実施する。

(2) 送迎区域については空港（羽田または成田）から官側が指定する宿泊地（グランドヒル市ヶ谷）の間とする。

ただし、宿泊地と会場間の送迎は含まない。

(3) 日 時

ア 空港→宿泊場所

9 月 1 6 日（月）に各組 1 回

イ 宿泊場所→空港

9 月 1 9 日（木）に各組 1 回

ウ 各日の時間については、じ後、参加者との調整による。

(4) 車種についてはそれぞれバンタイプとする。

(5) 契約相手方は、契約締結後速やかに、細部実施要領について官側と調整するものとする。

(6) 契約相手方は、運行に際し交通法規の順守、整備などに万全を期すものとする。また、自動車事故が発生した場合は、契約相手方が損害賠償の責を負うものとする。

10. 納品等

納品等は、表 2 のとおり。

表 2

納 期	納 品
音声データ（源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声の 3 種）	会議後速やかに
YouTube 後日配信用動画データ（源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声の 3 種）	会議終了後 2 週間以内
アンケートの集計結果	
申込者及び参加者のログ	

※記録映像は、会議の全記録のほか、SNS へのアップロード用に簡易編集し必要な圧縮・ノイズ処理（注）を施したデータを作成し、完成した動画については、電磁記録方式をMP 4、音声についてはMP 3とし、電子記憶媒体（DVD-R）で納品すること。

（注）ノイズ処理：動画の視聴に耐え得る程度

※本件実施に伴い生成された Zoom クラウド上のデータは、納品後に全て削除すること。

※障害発生時、対策を含めた障害報告書を提出すること。

1 1. 検 査

- （１）第 5 項、第 6 項、第 7 項に基づき、目視検査及び立会検査を実施する。
- （２）第 1 0 項に基づき、納品内容の検査を実施する。

1 2. 個人情報の保護

- （１）契約相手方は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務処理上の個人情報の取扱いに当たっては、「別紙「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に係る法律等関連法規を遵守しなければならない。
- （２）個人情報に係る業務を契約相手方以外の他者に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、あらかじめ書面により官側の承諾を得た場合はこの限りでない。

1 3. その他

- （１）実施日時については計画であり、変更が生じた場合、契約相手方はその都度対応するものとする。
- （２）契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を漏洩又は転用してはならない。また、当該情報は、本契約終了時に破棄しなければならない。本規定は、本契約終了後においても有効に存続する。
- （３）本契約履行に係る各種データの管理は、亡失、流出等がないように十分な管理を行うこととし、亡失等の事象が発生した場合には速やかに官側へ報告すること。
- （４）契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

- 1 善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
- 2 個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- 3 この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 4 委託業務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- 5 この契約の履行に必要な場合を除き、契約相手方の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。
- 6 この契約の履行が終了した場合は、契約相手方は個人情報等を官に返却または廃棄しなければならない。
- 7 この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。
- 8 個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により官の承認を受けなければならない。
- 9 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、官が特に必要と認めた場合には、契約相手方に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手方の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。
- 10 個人情報等に関する事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告するものとする。
- 11 正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しない場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。